



# 青森県報

第千八百八十号

平成十三年六月八日(金曜日)

目 次

規 則

○青森県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則(構造政策課) : 一

告 示

平成十三年六月八日

○平成十三年度青森県一般会計補正予算(専決第一号)の要

領

(財政課) : 二

○遊漁規則の変更認可

(水産振興課) : 四

○漁船保険付保義務の同意を求めるための届出

(同) : 五

公 告

(労政・能力開発課) : 五

○争議行為の通知の公表

出先機関

(土木事務所) : 六

○道路の位置の指定

公安委員会

○風俗営業の営業時間の延長ができる日等

(企画課) : 六

○型式の検定適合遊技機

(同) : 六

○宅地建物取引主任者資格試験の実施

(建築住宅課) : 七

雜 報

告 示

青森県知事 木村守男

青森県規則第六十一号

青森県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

青森県農業近代化資金利子補給規則(昭和三十七年三月青森県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中「年〇・四パーセント」を「年〇・六パーセント」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の青森県農業近代化資金利子補給規則の規定は、平成十三年四月一日以後において貸付けのなされる農業近代化資金に係る利子補給金について適用し、同日

前に貸付けのなされている農業近代化資金に係る利子補給金については、なお従前の例による。

青森県告示第三百八十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十九条第一項の規定に基づき平成十三年五月三十一日専決処分した平成十三年度青森県一般会計補正予算（専決第一号）の要領は、次のとおりである。

平成十三年六月八日

青森県知事 木村守男

## 平成13年度青森県一般会計補正予算（専決第1号）

平成13年度青森県一般会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

## （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ74,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ903,347,200千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		補 正 額 千円	計 千円
款	項		
5 地 方 交 付 税		267,629,000	74,200
1 地 方 交 付 税		267,629,000	74,200
歳 入 合 計		903,273,000	74,200

  

歳 出		補 正 額 千円	計 千円
款	項		
6 農 林 水 産 業 費		136,963,141	74,200
1 農 業 費		34,409,631	1,588
2 りんご振興費		2,502,529	72,612
歳 出 合 計		903,273,000	74,200

## 青森県告示第三百八十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百二十九条第三項の規定により次のとおり遊漁規則の変更を認可したので、同条第七項の規定により公示する。

平成十三年六月八日

青森県知事 木村守男

## (岩崎村漁業協同組合)

## 一 漁業権者の名称及び住所

岩崎村漁業協同組合 西津軽郡岩崎村大字岩崎字玉坂三七〇番地一

## 二 認可年月日 平成十三年五月三十日

## 三 漁業権の免許番号 内共第一号

## 四 変更の内容

全長制限を次のとおりとする。  
次の表の上欄に掲げる魚種については、下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
いわな	一五センチメートル

五 施行の日 平成十三年五月三十日

## (深浦漁業協同組合)

## 一 漁業権者の名称及び住所

深浦漁業協同組合 西津軽郡深浦町大字深浦字浜町地内埋立地

## 二 認可年月日 平成十三年五月三十日

## 三 漁業権の免許番号 内共第二号

## 四 変更の内容

全長制限を次のとおりとする。

次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のもの

魚種	全長
いわな	一五センチメートル

五 施行の日 平成十三年五月三十日

## (三厩村漁業協同組合)

## 一 漁業権者の名称及び住所

三厩村漁業協同組合 東津軽郡三厩村字本町九番地

## 二 認可年月日 平成十三年五月三十日

## 三 漁業権の免許番号 内共第十九号

## 四 変更の内容

全長制限を次のとおりとする。

次の表の上欄に掲げる魚種については、下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
いわな、やまめ	一五センチメートル

五 施行の日 平成十三年五月三十日

## (易国間漁業協同組合)

## 一 漁業権者の名称及び住所

易国間漁業協同組合 下北郡風間浦村大字易国間字新町四六番地

## 二 認可年月日 平成十三年五月三十日

## 三 漁業権の免許番号 内共第三十号

## 四 変更の内容

全長制限を次のとおりとする。

次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のもの

を採捕してはならない。

を採捕してはならない。

る同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成十三年六月八日

青森県知事 木村守男

魚種	全長
やまめ	一五センチメートル
いわな	一〇センチメートル
あゆ	一五センチメートル

五 施行の日 平成十三年五月三十日

(易国間漁業協同組合)

一 漁業権者の名称及び住所

易国間漁業協同組合 下北郡風間浦村大字易国間字新町四六番地

認可年月日 平成十三年五月三十日

二 漁業権の免許番号 内共第三十一号

三 変更の内容

全長制限を次のとおりとする。

次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
やまめ	一五センチメートル
いわな	一〇センチメートル
あゆ	一五センチメートル

五 施行の日 平成十三年五月三十日

青森県告示第三百八十五号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定により、公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

八戸市大字田面木字中明戸二に所在する八戸赤十字病院労働組合の執行委員長下館光子から労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定に基づき、次のとおり争議行為を行う旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定により公表する。

届出事項	指定漁船調書の縦覧
名加入区称	期間
発起人の住所及び氏名	場所
蛇浦	指定漁船調書の縦覧
下北郡風間浦村大字蛇浦字古釜谷二 番地一	平成十三年六月八日から同月二十二日まで
木下尚	
中塚義光	
七番地八	
蛇浦漁業協同組合	
東津軽郡今別町大字奥平部字奥村元 三三番地	
三上一彦	
七番地二	
東津軽郡今別町大字砂ヶ森字砂村元 〇番地	
藤巻光春	
上野初男	
今別町東部漁業協同組合	

公 告

争議行為の通知の公表

平成十三年六月八日

青森県知事 木村守男

## 公安委員会

## 青森県公安委員会告示第三十一号

- 一 争議行為の目的  
1 二〇〇一年夏期職場要求の前進および獲得  
2 二〇〇一年夏期要求の前進および獲得
- 二 争議行為をなす日時  
平成十三年六月十一日午前零時以降妥結に至るまでの期間
- 三 争議行為をなす場所  
八戸赤十字病院の全職場又は一部
- 四 争議行為の概要  
右記の場所で全体的又は部分的に、あるいは断続的に、すべての業務の停止をはじめあらゆる形の争議行為を単独又は併用して行う。

## 出先機関

## 十和田土木事務所告示第三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十一条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。  
なお、その関係図面は、青森県土整備部建築住宅課、十和田土木事務所及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十三年六月八日

十和田土木事務所長 原田邦治

十和田市東十五番町一五 四の二七	位 置
ル五七・六七メートル	延 長
六・〇〇メートル	幅 員
平成 三・五・五	指定年月日

## 青森県公安委員会告示第三十二号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認めたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十三年六月八日

青森県公安委員会委員長 橋本昭一

行 事	祭礼その他特別の行事の行われる日	営業時間の延長を認める地域
奥津軽虫と火まつり	平成十三年六月二十五日	五所川原市

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	ヤツターマンV	株式会社平和
CRパチンコスタジアムV		タイヨーエレック株式会社

同右	CR必殺仕事人Z3	京楽産業株式会社
同右	ラッキーチャンス セブンラッシュ	岡崎産業株式会社
同右	アルゼ株式会社	

## 雑報

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第十六条の二第一項の規定による青森県知事の委任に係る平成十三年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

平成十三年六月八日

財団法人不動産適正取引推進機構

理事長 河野正三

一 試験の日時 平成十三年十月二十一日（日）午後一時から午後三時まで

ただし、宅地建物取引業法第十六条第三項の規定により、国土交通大臣が指定する者が行う講習を受講し修了試験に合格した者で、試験の一部免除を受けようとする者（以下「指定講習修了者」という。）については、午後一時十分から午後三時まで

二 試験の場所 受験申込み受付の際、指定する。

三 試験の内容

1 内容 おおむね次の事項について行う。

(一) 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関すること。

(二) 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関すること。

こと。

- 四 宅地及び建物についての税に関する法令に関すること。
- 五 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関すること。
- 六 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関すること。
- 七 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関する問題を免除する。
- 八 出題法令の適用期日 平成十三年四月一日現在施行されている法令
- 九 試験の方法及び出題数
- 1 方法 四肢択一式の筆記試験による。
- 2 出題数 五十問
- ただし、指定講習修了者については、四十五問とする。
- 十 受験資格 年齢、性別、学歴等に関係なく、だれでも受験することができる。
- 十一 試験案内及び受験申込書の配布
- 十二 配布期間 1 平成十三年七月九日（月）から同年八月三日（金）まで。ただし、土曜日、日曜日及び休日は除く。  
2 配布場所 社団法人青森県宅地建物取引業協会本部及び各支部並びに青森県県土整備部建築住宅課
- 十三 受験手数料 七千円
- 十四 受験申込み前に、所定の郵便振替用紙により、郵便局又は財団法人不動産適正取引推進機構が指定する銀行預金口座に払い込むこと（払込手数料は、本人負担）。
- 十五 受験申込み
- 十六 申込期間 1 平成十三年七月三十日（月）から同年八月三日（金）までの午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。  
2 申込場所 社団法人青森県宅地建物取引業協会（青森市長島三丁目一一番一二号 青森県不動産会館）
- 十七 なお、郵便による場合は、社団法人青森県宅地建物取引業協会あて、簡易書留

郵便又は配達記録郵便で申し込むこと（平成十三年七月九日（月）から同年八月三日（金）までの日付けの消印があるものに限り受け付ける。）。

### 3 提出書類

- (一) 受験申込書（受験手数料納入済を証する郵便振替払込受付證明書を貼ったもの）
- (二) 写真一葉（受験申込前六箇月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景で縦四・五センチメートルから五センチメートルまで、横三・五センチメートルから五センチメートルまでの間の大きさのもの）
- (三) 指定講習修了者については、前記一と二に加えて講習修了者証（修了試験合格年月日が試験実施日前三年以内のもの）

### 九 合格発表

#### 1 発表の期日

平成十三年十二月五日（水）

#### 2 発表の方法

社団法人青森県宅地建物取引業協会及び青森県庁東棟一階掲示板に合格者一覧表を掲示するとともに、本人への合格証書の送付により行う。

試験に関する問い合わせ先

社団法人青森県宅地建物取引業協会（電話青森七二三一局四〇八六番）

青森市長島一丁目一番二号 青森県	発行所・発行人	印刷所・販売人
青森市古川二丁目二七番五号 東奥印刷株式会社	東奥印刷株式会社	

（毎週月・水・金曜日発行）

定価小口一枚三付十七円八十五銭